

「令和8年度若手社員職場定着支援事業業務」契約候補者の審査基準

令和8年度若手社員職場定着支援事業の契約候補者を適正かつ公正に選定することを目的とし、下記の審査基準を定めます。

(1) 評価項目・配点

評価項目	配点
①実施主体に関する評価	
ア 事業実施及び進行管理に必要な人員・組織体制が整っているか。	10
イ 事業を適切に遂行するための技術やノウハウ、実績等を有しているか。	10
②事業内容に関する評価	
ア 若手社員対象	
a 若手社員対象のセミナーについて、本事業の目的に沿った適切な内容や講師、日程、実施場所等が提案されているか。	10
b 若手社員対象のカウンセリングについて、効果的な内容や実施方法（時間・回数、手法、実施場所等）が提案されているか。	5
イ 上司・先輩社員対象セミナーについて、本事業の目的に沿った適切な内容や講師、日程、実施場所等が提案されているか。	15
ウ 経営者・総務人事担当者対象セミナーについて、本事業の目的に沿った適切な内容や講師、日程、実施場所等が提案されているか。	15
エ 職場定着率向上支援アドバイザーについて、効果的な支援方法及び支援内容、並びに実施にあたっての適切な人員が提案されているか。	15
オ セミナー等の周知及び受講者の募集方法について、県内全域から受講者が募れるよう、効果的な方法が提案されているか。	10
③事業経費に関する評価	
提案内容に対して、適切な必要経費が詳細に見積もられているか。	5
④働き方改革及び女性活躍等の推進並びに障害者雇用の促進に関する評価	
働き方改革及び女性活躍等を推進する企業または障害者雇用に関する優良な取組みを行う企業として認定等を受けているか。 ※別表「調達時における働き方改革及び女性活躍等推進企業並びに障害者雇用優良企業の評価基準」による。	5
計	/100

(2) 評価基準

各配点に応じて、次の5段階により評価する。

区 分	点 数		
	15点満点	10点満点	5点満点
非常によい（効果的な）内容である	15点	10点	5点
よい（効果的な）内容である	12点	8点	4点
普通	9点	6点	3点
劣った内容である	6点	4点	2点
非常に劣った内容である	3点	2点	1点

(3) 契約候補者の決定

- ① 各選定委員の評価点数の合計点数を企画提案者の得点とする。
- ② 得点が最も高い企画提案者を契約の候補者とする。
- ③ 得点が最も高い企画提案者が2者以上あるときは、選定委員会で協議の上、候補者を選定する。
- ④ 配点に選定委員の数を乗じた点数の60%を基準点（300点満点中180点）とし、選定には基準点以上の得点を必要とする。

別表「調達時における働き方改革及び女性活躍等推進企業並びに障害者雇用優良企業の評価基準」

評価項目	認定等の区分 ※1		配点
働き方改革及び女性活躍等を推進する企業として法令に基づく認定等を受けているか。	女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)等	えるぼし1段階目	2
		えるぼし2段階目	3
		えるぼし3段階目	4
		プラチナえるぼし	5
		行動計画 ※2	1
	次世代法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)	くるみん(H29改正前)	2
		トライくるみん くるみん(R4改正前) くるみん(R4改正後)	3
		プラチナくるみん	5
	若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール認定企業)		4
	香川県が実施する「子育て行動計画策定企業認証マーク」の取得		1
	香川県が実施する「かがわ女性キラサポ宣言」の登録		1
	香川県が実施する「かがわ働き方改革推進宣言」の登録		1
障害者雇用に関する優良な取組みを行う企業として認定を受けているか。	厚生労働省が実施する障害者雇用優良中小事業主認定制度に基づく認定(もにす認定企業)		5
	香川県が実施する障害者雇用優良事業所認定制度に基づく認定		5

※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。

※2 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。

※3 国の「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」に沿って、上記内容を定めている。